

八千代市消費生活センター

令和 6 年度 8 月新規受付相談件数

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	82 件	90 件	407 件
問い合わせ	11 件	9 件	54 件
要 望	0 件	0 件	0 件
計	93 件	99 件	461 件

相談の傾向と注意点

8 月の相談件数は前月に比べ 6 件減少し 93 件でした。年齢別の内訳としては、例月のとおり 65 歳以上の高齢者の相談に占める割合が高く 36 件で約 4 割となっており、そのうち 75 歳以上の後期高齢者の相談は 20 件ありました。

販売形態別にみると、通信販売が 36 件、店舗販売が 22 件、訪問販売が 12 件、電話勧誘販売が 2 件、訪問購入による相談が 1 件となっています。

そのうち、通信販売の定期購入に関する相談が依然として多く 10 件となっており、内訳としては化粧品による相談が 6 件、サプリメントによる相談が 4 件で、相談の多くが「定期購入の解約を試みるも電話が繋がらない」「解約に伴う手続きが煩雑でわからない」という内容でした。定期購入する場合には、事前に解約手続きについても確認しておくことも必要です。

今月は脱毛エステに関する相談が複数件あり、相談者の多くが 19 歳前後の若者で、友達からの紹介で入会するケースが見受けられました。

契約は 1 年契約となっていますが、入会時に「エステには一生通える」など、巧みな勧誘により高額な入会金を 3 年の長期分割払いとし、契約後の店舗の都合により施術が受けられない場合や、中途解約後も支払いが継続する事態もありました。また、脱毛エステの契約時に、割引や収入が得られるからと広告のモニター契約や車の購入など別の契約を勧められる事例も発生しています。

そのほか、高齢者の相談では訪問販売によるトラブルが後を絶たない状況で、屋根工事に加え依頼していない給湯器の点検を実施し、機器の不良により交換が

必要だと二重に契約を迫られ、高額な料金を現金で支払ってしまったというトラブルも多発しています。

訪問販売では、クーリング・オフが可能ではありますが、巧みな営業トークに惑わされず、その場では契約しないで、家族や知人に相談してから契約するよう注意してください。